

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 吉田 敬子

1 日時

令和3年3月22日（月曜日）

午前9時35分開会、午前11時43分散会

（休憩 午前9時35分～午前9時36分、午前9時37分～午前9時37分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

吉田敬子委員長、白澤勉副委員長、関根敏伸委員、五日市王委員、佐藤ケイ子委員、佐々木茂光委員、田村勝則委員、工藤勝博委員、高田一郎委員、山下正勝委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

阿部担当書記、千葉担当書記、尾形併任書記、三熊併任書記、鈴木併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長、伊藤技監兼農村整備担当技監、大畑副部長兼農林水産企画室長、藤代農政担当技監兼県産米戦略室長、橋本林務担当技監、阿部漁港担当技監、鈴木農林水産企画室企画課長、安齊農林水産企画室管理課長、高橋技術参事兼流通課総括課長、中村農業振興課総括課長、小原農業普及技術課総括課長、高橋農業普及技術課農業革新支援課長、工藤参事兼農村計画課総括課長、茂田農村計画課企画調査課長、佐々木農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、西島森林保全課総括課長、工藤水産振興課漁業調整課長、鎌田漁港漁村課総括課長、菊池競馬改革推進室長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

発議案の審査

発議案第1号 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例

9 議事の内容

○吉田敬子委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

本日の審査は、当委員会に付託された発議案第1号岩手県主要農作物等の種子等に関する条例の1件であります。条例案策定検討会議の座長である名須川晋議員に出席を求め、

条例案について御説明をいただくこととしたいと考えております。ついでには、名須川晋議員が所属する環境福祉委員会の審査に配慮し、当委員会の開会時間を繰り上げたものであります。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 再開いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、発議案の審査を行います。発議案第1号岩手県主要農作物等の種子等に関する条例を議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議案といたしました発議案第1号岩手県主要農作物等の種子等に関する条例につきまして、本条例の検討に加わった名須川晋議員の出席を求め、説明を聞くことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔名須川晋議員着席〕

〔再開〕

○吉田敬子委員長 再開いたします。

この際、名須川議員から発議案第1号岩手県主要農作物等の種子等に関する条例についての説明を求めます。

○名須川晋議員 それでは、お許しをいただきまして、発議案第1号岩手県主要農作物等の種子等に関する条例について御説明させていただきます。

この発議案は、各党派共同提案の政策的議員提出条例として提案したものであり、各党派を代表して御説明いたします。

稲、麦類及び大豆の主要農作物については、戦後の食糧増産という国家的要請を背景に昭和27年に主要農作物種子法が制定され、都道府県が中心となって種子生産が行われてまいりました。このような取り組みにより、稲の生産は拡大し、米の供給不足は解消しましたが、一方で種子生産においては、国や都道府県の開発品種が奨励品種のほとんどを占めることとなり、民間事業者の稲等の品種開発への意欲が湧かない等の状況が続いたことから、国では都道府県の力に加えて民間事業者の力も生かした種子の供給体制を構築し、多様な需要に応じた種子が供給される環境を整備することとし、平成30年に同法は廃止されました。

本県においては、同法が廃止された後、岩手県稲、麦類及び大豆の種子の生産等に関す

る要綱等を制定し、県が関与して種子を生産し普及する体制を維持し、その結果、需要に応じて滞りなく種子の生産が行われてきたところでありますが、今後においても本県で生産を奨励してきた稲、大麦、小麦、大豆、ソバ、雑穀、野菜、果樹及び花卉について、官民の総力を挙げてその種子等の安定的な生産及び品質の確保を図り、本県農業を持続的に発展させていく必要があります。このことから、この条例は、これらの主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し、将来にわたり県が実施する措置等を定めようとするものであり、令和元年12月から11回にわたり検討会議を開催し、検討を行ってきたところでございます。

それでは、条例案について、適宜お手元に配付しております岩手県主要農作物等の種子等に関する条例案要綱により御説明いたします。

まず、第1の制定の趣旨についてであります。本県の主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及に関し将来にわたり県が実施する措置等を定めることにより、主要農作物等の安定的な生産及び品質の確保を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、第2の条例案の内容についてであります。1、目的では、本条例を制定する目的について定めております。

次に、2、定義では、本条例における用語の定義について定めております。

次に、3、基本理念についてであります。本条例に規定する県の措置等に関する基本理念について定めております。

次に、4、県が実施する措置等についてであります。主要農作物等の種子等の生産及び普及に関し県が実施する措置等について定めております。

次に、5、施策の推進についてであります。財政上の措置について定めております。

次に、6、補則についてであります。この条例に定めるもののほか、条例の施行に必要な事項は知事が定めることとしております。

次に、7、施行期日等についてであります。令和3年4月1日の施行を予定しております。また、この条例の施行の際、知事が本県に普及すべき特定農作物の優良な品種として決定しているものは、奨励品種とみなすこととしております。以上が条例案の概要であります。

なお、本条例の策定に当たり、御意見と御協力をいただきました藤代農政担当技監、佐々木農産園芸課総括課長を初め、農林水産部の職員各位に対して改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

よろしく御審議の上、原案に御賛成くださるようお願い申し上げます。

○吉田敬子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐藤ケイ子委員 この条例案の策定までに大変な御努力をいただきましたこと、条例案策定検討会議の構成員の皆さん、そして農林水産部の職員の皆さん、議会事務局の皆さんに私からも感謝を申し上げたいと思います。大変な作業だったろうと思います。また、

パブリックコメントでもたくさんの意見が寄せられておまして、それに対しても適切に回答して対応して下さったなと思って、条例案策定検討会議の今までの資料を見させていただきました。

この条例案に対して何も言うことはないのですけれども、少し確認をさせていただきたいと思います。財政上の措置のことをごさいます。県は財政上の措置について定めることというのがありまして、それに努めるということですが、実際にどのように予算措置が講じられようとしているのか、お伺いしたいと思います。これまでもやってこられたでしょうけれども、さらに予算措置をしっかりとさせていただきたいという思いがあります。

それからもう1点、伝統野菜の種子の保存の関係をごさいます。伝統野菜を条例案に盛り込んだことはすばらしいと思っておりますけれども、適切に保存できる環境を整備するというのは、なかなか難しいことだと思いますし、それから知事が必要と認めるものの保存に努めるとなっているわけですが、この知事が必要と認めるというのはどういう意味を指すのか、実際はどういうふうになっていくのか、考え方を伺いたいと思います。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 岩手県主要農作物等の種子等に関する条例に係る予算措置等々の御質問でございます。

まず、予算措置の状況でございますが、令和3年度につきましては、種子生産圃場等の検査、それから種子生産に係る指導、また原種の生産、さらには奨励品種の決定のための試験といったものに取り組むわけでございますけれども、関係の予算を合わせまして約2,500万円を令和3年度当初予算案に計上しているところでございます。

続きまして、伝統野菜の種子を適切に保存できる環境があるのかということでございますが、伝統野菜の種子につきましては、岩手県農業研究センター県北農業研究所の地域資源の遺伝資源センターでの保存を予定しております。現在そこに冷凍保存施設がございますので、種子等につきまして冷凍保存というような格好で保存してまいりたいと考えているところでございます。

それから、知事等が必要と認めるものということでございますが、これにつきましては、伝統種子ということでございますけれども、一部種子に権利関係、商標とかそういったものを取得されている種子がございます。そういった部分につきまして、個人との権利関係がございますので、知事として必要と認めるというような判断を要するため保存に努めるとしたものでございます。

また、伝統野菜等の種子保存につきましては、生産者の皆さんの同意あるいは協力等が必要になっておりますので、その部分もあわせて努めるということに整理されたと伺っているところでございます。

○**工藤勝博委員** 大変お疲れさまでした。かねてから他県でも積極的に種子条例なりを制定する県がふえてきましたけれども、岩手県でもこのような条例を制定していただきまして、私も農家の一員として大変うれしく思っています。

一つお聞きしたいのは、先ほど優良品種の、知事が奨励品種とみなすということであり

ますけれども、従来、県でも独自の開発品種等を品種登録してきていると思います。これから開発する品種についても当然、品種登録をしながら岩手県のオリジナルとして育てていくと思うのですけれども、その辺の開発の仕方あるいは保存の仕方についてお聞きしたいと思います。

○佐々木農産園芸課総括課長 品種開発の関係でございます。現在、米あるいは果樹、リンゴ、リンドウ、そういったものを中心に品種開発をしてきたところでございます。引き続きそういった部分について、県として品種開発を進めていって、他県との、あるいは全国との差別化を図る中で高品質なものを開発してまいりたい。そうしたものに付きましては、当然奨励品種として位置づけまして、県内に普及を図り、生産量を確保しながら、そして品質のよいものをつくるといったような格好で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 種を制する者は農業を制すると言われております。要は、これから消費者が求める品種、あるいは生産者がつくりやすく、所得が上がるような品種というのが必要だと思いますけれども、それらも含めて今各県とも自県で囲い込みというか、よそに出さないという新たな品種、品目がふえてきています。それらも含めて岩手県でももっと品種開発に力を入れながら、独自の品種を大いにつくっていただきたいと思っています。

いろいろな主要農作物がありますけれども、これから農家の品目開発を拡大していくためにも、そういう独自の品種がぜひとも必要になってくると思うので、その辺にも力を込めていただければと思います。よろしくお願いします。

○吉田敬子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これをもって名須川議員の説明に対する質疑を終結いたします。名須川議員、ありがとうございました。

○名須川晋議員 よろしく願いいたします。

〔名須川晋議員退席〕

○吉田敬子委員長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和2～4年度）案について発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤漁業調整課長 岩手県漁業担い手育成ビジョン（令和2～4年度）案について御説明いたします。

県では、漁業就業者の高齢化や減少が進行していることから、市町村、漁協、漁業団体などが一体となって漁業担い手の確保、育成に取り組むため、岩手県漁業担い手育成ビジョンを策定しているところでございます。

平成28年3月に策定しました現ビジョンの計画期間が終了したことから、令和2年から令和4年を計画期間とする次期ビジョンを策定しましたので、その内容について御報告させていただきます。

なお、ビジョンの取りまとめに当たりましては、沿岸市町村、漁協及び漁業団体等へ意見照会しましたほか、県水産審議会や岩手県海区漁業調整委員会等において報告させていただき、いただいた御意見等を反映させた内容となっております。

お手元にはA4判でホチキスどめしました次期ビジョン（案）とA3版の1枚に概要を取りまとめたものの二つの資料をお配りしているところでございますが、内容につきましてはA3判の概要で御説明させていただきます。

まず、1のビジョンの位置づけについてでございますが、本ビジョンは現ビジョンの取り組みを引き継ぎまして、市町村、漁業関係者が一体となり、漁業の担い手の確保、育成に向けたビジョンを共有し、それぞれが主体的に取り組むことにより、意欲と能力のある漁業担い手を確保、育成し、魅力ある地域漁業の構築と水産業を核とした沿岸地域の発展を目的としております。

また、いわて県民計画（2019～2028）との関係では、意欲と能力のある経営体を育成するための水産分野における具体的な取り組みを示すものとして整理しているものでございます。

左中ほどの表は、現ビジョンの取り組みの成果をまとめたものでございまして、指標名にある市町村単位の新規漁業就業者育成協議会の設立や、共同生産体制の整備については目標を達成しているところではございますが、新規漁業就業者数や中核的漁業経営体数、漁業担い手満足度では平成29年度までは計画を達成していたものの、平成30年度以降は計画を下回る結果となっており、海洋環境の変化等による主要魚種の不漁などが影響していると分析しているところでございます。

次に、左下、2の本県の漁業担い手を取り巻く状況と課題についてでございますが、漁業就業者数の約半数が65歳以上となっており、漁業就業者も減少していることから、新規漁業就業者の確保が急務となっております。

新規漁業就業者は毎年50名程度いるところではありますが、漁家子弟以外の漁業未経験者が増加傾向にあり、漁業未経験者でも安心して就業できる体制の整備が必要となっております。

三つ目としまして、近年の海洋環境の変化等による主要魚種の減少や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による水産物の消費低迷など、水産業を取り巻く状況に変化が生じ

ており、これらに対応できる強い漁業経営体の育成が急務と考えております。

また、ICT等の技術が発達しており、生産の効率化や省力化へ向けたスマート水産業の推進が重要になっていると考えております。

このような状況から、3にビジョンの基本目標をまとめております。現ビジョンでの成果や本県漁業担い手を取り巻く状況などを踏まえまして、次期ビジョンでは二つの基本目標を設定して取り組むこととしております。

まず、一つ目は、本県漁業の魅力を広く発信し、多様な人材を地域の内外から新規漁業就業者として受け入れ、地域が一体となって次代を担う意欲ある漁業者を確保、育成していくこと、二つ目としましては、地球温暖化による海洋環境の変化、新型コロナウイルス感染症などによる社会経済情勢等の変化、ICTの進歩、労働環境の変化など、さまざまな変化に柔軟に対応できる地域漁業の核となる強い漁業経営体を育成していくこととしております。

次に、4のビジョンの期間と取組指標についてでございますが、ビジョンの期間はいわて県民計画（2019～2028）の第1期アクションプランとあわせまして、令和2年度から令和4年度としております。

また、取組指標にはいわて水産アカデミーの修了生数など三つの指標を定めるほか、漁業の担い手満足度調査による漁業就業者のニーズ等を継続的に把握することとしております。

次に、5の漁業担い手の確保、育成に向けた具体的な取組についてでございますが、基本目標の一つ目である漁業就業者の確保、育成を達成するため、取り組みの①の一つ目、漁業就業情報の発信では、地域漁業の魅力と就業情報の発信。

取り組みの二つ目としまして、いわて水産アカデミーを核とした人材育成では、研修から就業、定着まで切れ目のない支援を行っていききたいと考えております。

取り組みの三つ目としまして、周年雇用環境の整備では、漁業経営体の法人化等による新規就業者の受け入れ体制の整備などに取り組んでいききたいと考えております。

取り組みの四つ目としまして、新規就業者の定着と将来の独立支援につきましては、収入が安定するまでの生活支援や独立の支援に取り組んでいききたいと考えているところでございます。

また、基本目標の二つ目であります強い経営体の育成を達成するため、取り組みの一つ目としまして、中核的漁業経営体の育成については、経営規模の拡大や生産の効率化の取り組みの促進、経営能力の向上などに取り組んでいききたいと考えております。

また、二つ目としまして、漁村ビジネスの創出では、直販事業や遊漁などのサイドビジネスの導入促進などに取り組むこととしております。

最後に、6の推進体制と進捗管理についてでございますが、本ビジョンの確実な実行には市町村、漁協、漁業関係団体との連携が不可欠であると考えておりまして、沿岸4地区に設置されました漁業担い手対策推進協議会や、市町村単位で設立されました新規漁業就

業者育成協議会と連携し、地域漁業の実情に合わせた具体的な取り組みを進めていくこととしております。説明は以上になります。

○吉田敬子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐藤ケイ子委員 私は、この際ということで、新規就農者の支援の関係と森林公園の関係、それから買うなら岩手のもの運動のことについて通告をしておりますので、よろしくをお願いします。

いわてニューファーマー支援事業ということで、就農前の研修や就農直後の経営確立を支援するため、国の農業次世代人材投資事業という資金を交付しております。準備型では農業大学校などの研修期間に年間150万円、最長2年間、経営開始型では年間150万円、最長5年間の資金を交付しております。

また、過去5年間の新規就農者数の実績は208名程度から268名程度で推移しているというので、予算特別委員会の総括質疑で質問しようと思っていて資料をもらったのですが、できなかったものであります。過去5年間の新規就農者の支援の状況について、前に資料をいただいていたのですけれども、毎年200人ちょっとぐらいつつ新規就農者があって、令和元年度は268人であったということなのです。その中でも、やはり多いのは農業法人などに勤めて就農をする雇用就農者、その次は、令和元年度だと雇用就農者128人、それからUターンが79名ということで、Uターンは農家の子弟ではほかの産業に従事した後に離職して戻ってきて就農した者ということで、新規就農者とUターン者が多いわけですが、でも雇用就農者は離農する人が多いというデータが出ているので、その問題なのです。

それで、今度国では新しく、就職氷河期世代の新規就農促進事業としてこのような支給金を支払うことになって、新規就農のチャレンジに期待をしたいということであります。でも、これまでもこういう雇用就農者は離職が続いているので、農業を続けられるような地域の受け入れ体制とか、労働環境とか、新規就農者向けの研修の見直しとか、新規就農総合対策をどのように行っていくおつもりなのかお伺いをしたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 新規就農者の支援というお尋ねでございますけれども、県ではこれまで、新規就農者が早期に経営を安定させ、地域に定着していただくために、委員からもお話がございましたが、年間最大150万円が支給されます農業次世代人材投資資金の交付、そして新規就農者の発展段階に応じまして経営管理能力を高めるための研修の実施、農業改良普及センターが農業経営や栽培技術に関する指導などを行ってまいりました。令和元年度までの過去5年間に就農した1,172人の定着率を見ますと、自営就農で94%、雇用就農では67%になっております。

委員が問題視されております雇用就農の定着率が低い数字となるのは、その一部が自営就農に移行する場合もあるため、要するに新しく自分が独立するというようなことがありますし、雇用就農の離職者をできるだけ減らしていくことが重要だと認識しております。農業法人等の雇用環境の整備や経営者側の意識醸成などが必要と認識しております。

県では、新規就農総合対策事業におきまして、昨年度から農業法人等を対象に就業規則の整備、あるいは労務管理等のノウハウに関する研修会などを実施し、雇用就農者の定着のための取り組みを強化しておりますけれども、令和3年度からは新たに自営就農の方々のための農業経営の継承に係る研修や、経営継承のためのマッチングを進める体制を構築する取り組みを始めることとしておりまして、こうした取り組みを通じまして新規就農者が地域の担い手としてしっかり定着していただけるよう支援をしまいたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。そのとおりののですけれども、なかなか実際は大変だなというふうに思っています。

きょうも農業団体の方々と意見交換があるので、雇用のあり方についても意見交換があるのかもしれませんが、こういうところに今度は新しく就職氷河期世代を呼び込もうという国の施策なわけですけれども、本当に有効に機能していくのかな、いけばいいのだけれども、大変だろうなというふうな想像をするところですし、私はそれはそれだけれども、やはりUターンですね、農家の子弟が戻ってきて、それを継ぐということにもっと誘導策があってもいいのではないかと考えているのです。確かに新規就農に比べるとリスクが少な過ぎるというので、支援はいかなものかという考え方もあると思うのですけれども、農業を守り発展させるには、やはり農家出身の財産とか機械を円滑に継承する、そういったものについては、自営の農家の方々の子弟を誘導していくという施策が本当に必要だと思っております、何か誘導策はないのかなといつも思っているところです。それについてコメントがあればお伺いしたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 先ほど委員から令和元年度の新規就農者の中身でUターン者が79人、結構な割合だという御指摘をいただきました。私どももそういった認識でございまして、Uターンを御案内するために、岩手県の農業を首都圏でお知らせをするといったような新規就農といいますか、Uターンを誘導するようなイベント等も開催しているところがございます。

また、家族経営の中でしっかりと経営継承するということが一つのポイントではないかと認識しておりますので、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、経営継承のためのマッチングの体制や、家族経営協定等々を進める中での家族農業の中での経営継承といったようなことを私どもも課題として捉えておりますので、農業改良普及センターが現場に入る際に、親子間での話し合いとか、そういったことも含めて指導をしまいたいと思っております。

また、就職氷河期世代の新規就農促進事業につきまして、実は今回2名の方が準備型という形で就農を目的とした準備を始めております。こういった事業をフルに活用しながら、そういった意向のある方を丁寧に拾い上げて県内の農業生産に定着していただくように取り組んでまいりたいと思っております。

○佐藤ケイ子委員 家族経営協定の件数がふえているというお話もあったので、さらに進

めていただきたいと思います。

次に、森林公園機能強化事業についてでございます。新年度の予算で、森林公園機能強化事業費1億1,200万円ということが新規事業で計上されております。広く県民の森林、林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施するということが資料に載っておりました。この具体的な施設の充実の中身、箇所についてお知らせください。

○西島森林保全課総括課長 森林公園機能強化事業についてであります。県では昨年度、外部有識者等を構成員とした森林公園リニューアル検討会を設置し、県が管理する森林公園のあり方や整備の考え方を検討いただき、車椅子やベビーカーの利用者等に配慮したバリアフリー化、あるいは子供から大人まで全ての年代で楽しむことができる施設整備、海外からの来場者に配慮した国際化への対応などの提言をいただいたところでございます。

県では、検討会の提言等を踏まえまして、令和3年度に、県が管理する5カ所の森林公園において具体的な取り組みを実施することとしております。幾つか主要なものを御紹介させていただきますと、八幡平市の県民の森において遊歩道のバリアフリー化ですとか、あるいは外国語に対応した木製案内標識の設置、滝沢市の滝沢森林公園において車椅子用スロープの設置、大船渡市の大窪山森林公園にもりの学び舎という拠点施設がございますけれども、そちらのほうに木の、いわゆる大きいお風呂をイメージした枠の中に木を入れまして、その中で子供たちを遊ばせるというものなのですけれども、そういった木製の遊具の設置、あるいは二戸市の折爪岳森林公園においては公園の中の溪流を渡るために必要とされる木製の橋を遊歩道へ設置するなどの施設整備を計画しているところでございます。

委員からも御紹介がありましたけれども、森林公園が森林との触れ合いや、森林、林業を学ぶ機会を幅広い年齢層に提供できる森林環境教育の拠点となるよう、今後も利用者ニーズ等を踏まえながら森林公園の機能の充実を図ってまいりたいと考えております。

○佐藤ケイ子委員 わかりました。前に一般質問で取り上げたことがありましたが、リニューアルのタイミングだということで、こうして整備していただくことはよかったなと思っております。

それから、ぜひ大きな道路からの看板の設置についてもお願いをしたいと思います。せっかくいい施設があっても、知らない方もたくさんいらっしゃいます。今答弁のあった四つの森林公園の中に金ケ崎町の千貫石森林公園がなかったので、金ケ崎町でも何か一つお願いしたいと思います。

次に、買うなら岩手のもの運動が今行われております。実際には商工労働観光部が中心となって、バーチャル物産展を実施しております。県内のさまざまな物産をインターネットで購入でき、しかもそれが3割引きで大変お得なので、利用してくださいということなわけです。私もいいなと思って何回か活用させていただきました。その中でたくさんの商品があるのですけれども、特に農林水産関係の商品についてどのような売り上げ状況なのかということと、人気商品とか、売り上げが多いとか、それから何か問題があるものがあ

るとかないとか、把握している状況はどうでしょうか、お伺いします。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 買うなら岩手のもの運動につきましては、ただいまお話のありましたように商工労働観光部を中心に進めているものでございますが、当部も連携をして全県的な取り組みを行っているところでございます。

ただいまお尋ねのありましたバーチャル物産展でございますが、商工労働観光部に確認いたしましたところ、3月18日時点での販売額でございますけれども、総額で1億5,400万円余となっております。このうち農林水産関係であります。農畜産物が約4,300万円、水産物が約4,400万円と伺っております。農畜産物につきましては、いわて牛のサーロインステーキなどの高級牛肉や県産米が人気だと聞いております。

また、水産物につきましては、ウニやアワビなどの高級食材を使用した加工品や、前浜で水揚げされた魚の干物セットといったような商品の売り上げが多くなっていると聞いております。

出店された事業者の声でございますが、ネット販売への参入を考えるよいきっかけになった、そして自社サイトでの集客や販売に苦戦していたので、助かったという声などを伺っているところでございます。

なお、このバーチャル物産展でございますが、新年度は岩手県産株式会社が引き続き運営を行っていくと聞いております。農林水産関係の事業者、生産者の皆様に対しましても積極的に出店をするよう働きかけを進めてまいりたいと思います。

○佐藤ケイ子委員 このキャンペーン、2億円の売り上げになるまでということがホームページに掲載していましたので、今1億5,000万円だということはそろそろ、でもまだだな、新年度はまた別にやるということですね。

それで、確かにお得感があつていいのですけれど、送料まで含めると結局お店で買うのとあまり変わらなかつたりするのです。私の例だと、よし買おうと思って途中まで進むのだけれども、最後になって送料がかかったときに、ああ、やめようと思って、そして近くのお店で買おうと思いつつ、あとは忘れていたりすることが何回かあります。

それから、贈答用にはどうせ送料をかけなければならないので、非常にいいなと思ったりしたのですが、個別商店のサイトを見ると同じ商品があるわけです。そうすると、そちらのほうが送料を無料にしていたりするのです。だから本当にお得かどうかと思いつつ、でもきっかけとすれば本当にいいきっかけをもらったりして、県内にこういう商品があるのだなということを広めるという意味でもいいなというふうに思います。もう少し送料の工夫を何とかできないのかなという思いと、それから野菜関係が割と少ないのです。野菜は適期、適時に送るといことが難しいのですけれども、北上市のふるさと納税のお礼品に季節の野菜セットがあつて、人気商品になっているのですけれども、詰め合わせてくれる業者もあるので、もう少し野菜の販売に力を入れられないのかなという思いを持ったところでありました。

そういったことで、買うなら岩手のもの運動、どんどん販売が伸びてくれればいいなと

思っております、これからも一工夫をお願いしたいと思っております。

○佐々木茂光委員 まず最初に、今御説明をいただいた岩手県漁業担い手育成ビジョンについて、今回は令和2年度から令和4年度というところの概要が出てきているのですが、これまでも育成ビジョンにかかわるような計画が定時に示されてきているのですが、それまでの効果というのはどういうところで評価をして、次の新たなビジョンが立ち上がってくるものなのか、最初にお尋ねをしたいと思います。

担い手は、今佐藤委員も言ったように、農業も漁業も一次産業が軒並みこういう状況にさらされているのですね。これは今始まったことではない。これまで取り組みをされていて、そういった成果をどういうところで検証するのか、次の計画を打つ時点で何らかの検証があるのだと思うのですが、その辺が行われながら今ここまで来ているのかどうか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

○工藤漁業調整課長 岩手県漁業担い手育成ビジョンは、一番初めにつくられたのが平成18年で、平成22年までの計画となっております。2期目の計画は、東日本大震災津波の関係で間があきまして、平成28年3月につくられ、平成29年から平成31年までの計画となっております。

1期目のビジョンの成果については、東日本大震災津波があつて、検証というのはなかなか難しかったというところがありまして、2期目にもう一度組み立て直してつくられたところがございます。

2期目のビジョンの成果の検証につきましては、2期目のビジョンの中で目標値を立てた指標の達成状況で評価、検証をしまして、その中で目標を達成できていないところの状況について検証して、今回こういう残された課題として次期のビジョンをつくっていかうと考えたものでございます。

○佐々木茂光委員 これはこういうふうな形で来ましたというのは承知します。ただ、検証した結果、どうしてもクリアできない部分もあると思うのです。そもそも論で言うと、なぜ就漁者が減ってきたかということなので、それに向けてこういうふうに計画を積み上げてくるわけですがけれども、なぜそれができなかったかということがどこまで突き詰めた検証をされているのですか。

今この漁業の就労者、担い手というのは、ここだけの話ではないわけです。要は、仕事をする目的が失われつつあると思うのです。例えばそれがそれぞれの消費に反映されているとか、やっぱり我々はものをつくらなければだめなのだというふうなものから外れてきているがゆえに、そっちのほうに仕事を選ばないのではないかなと思うのです。

私もついこの間までは漁業者で生産者の一人なのだけでも、やっぱり後継者と目される、例えば家業として漁業をやっていたら、今までは息子さんがその跡を継いだり、そう言いながらも自分たちがその生業をしながら、息子たちに進路を選ばせるというか、昔はそれを見ているから、黙っていてもおのずと継いでいくような傾向が、これはどの職種をとっても同じだと思うのだけれども、特に一次産業なんかそういうところで、社会の変化

とともにそういう見方、考え方が変わってきたのだと思うのです。それでも跡を継ぐというのは、やっぱり自分がこれをつくらなければならない、これをやらなければならないというのは、その先に目標があるからだと思うのです。その目標設定がだんだん全体的に薄れてきたことは、年々仕事に加わる人が減ってきているということだと思うのです。

だから、その辺が例えばいろんな形で計画を盛り込んで一つの全体的な目標を立ち上げることは大事なわけけれども、その先にある目標というようなものがやっぱり本当の目標だと思うのです。例えばこれは岩手県だけでやっているわけではないですよ。他県も同じような取り組みをやっているのですか。

○**工藤漁業調整課長** 漁業の担い手の関係でビジョンをつくっていることに関して、全国に確認しているわけではないのですが、東北6県に確認したところ、担い手対策だけで計画をつくっているのは岩手県だけとなっております。

○**佐々木茂光委員** 最終的にどこに目標を置くかだと思うのです。担い手、担い手ということもわかるのだけれども、それはやっぱり継続していくためのもの、それに向けて例えば今新型コロナウイルス感染症の話も出たし、それから社会情勢が変化することによって担い手を育成するのが急務だと、これは時の流れの中で出てくる表現だと思うのです。

けれども、この前にもっと求めなければならない部分、本当の原因というのがあるのではないかと思うのです。例えば東北地方で、こういう計画をつくっているのは岩手県だけと言っても、この担い手、後継者等については、全国もみんな同じ状況の中に置かれていると思うのです。一つの方向性というのは、やっぱり本当の意味での、これをやるという目的を見つけなければだめなのではないかと思うのです。確かに昔に比べれば、船の設備等は数段よくなっていて、これは農業のほうでも同じだと思うのです。それでも人がどんどん抜けていくというのは、何なのだろうというところを突き詰めて、本来の目的を積み上げなければだめなのではないかと思うのです。そこがやっぱり人が抜けていく、やめていく、離れていくという何かそこにあるのではないかと思うのです。例えば県内レベルでどのぐらい消費が、自給率とか、本当にみんなに食べてもらえば、その辺はある程度クリアできる場所もあると思うのですけれども、それも進まないでいるのでね。つくってもなかなか売れない、食べてくれる人がいない、そういうことからいろいろ作物を変えながら現場の人たちは一生懸命やっているのだけれども、なかなかそういったところも成果に結びつかないがために後継者が育ってこないというところに、何か一番のその元を探り当てるのが大事なかなと思っています。感想を伺いたいと思います。

○**石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長** 漁業に限らず、農林水産業の担い手対策は各県それぞれでやられているのですけれども、このビジョンをつくるに当たって、漁業者に何がやりがいがあるのかというアンケート調査も同時にやっております。その中で、やりがいというのは収入とか、将来の希望とか、自分の腕がちゃんと試せるとか、大きく集約するとこの三つが自分たちのやりがいにつながるというアンケート結果があります。その土台、基盤となるのは、やはり漁業収入がしっかりあるということだと思いますので、

近年この海洋環境で漁業生産が少し落ちておりますけれども、それでも漁業の中でやっていけるような強い漁業の生産体制をとっていく。これがちゃんと新規就業者、あるいは担い手の受け皿をつくっていく上で今最も大事なことだと思っています。

前期ビジョンの中では、協業体をつくっていくとか、そういうことも含めて制度設計してきたところですが、それをおおよそ総括したところ、やはり新規就業者をしっかりとつくっていくのと、今いらっしゃる中心となる漁業者がもっと強くなっていくこと、この二つが漁業をきっちり続けていく上で大事だと。今いる方がしっかりやっていることが見えると、新規就業者の方も背中を見てやれるというところもありますので、この二つを大きな効果として今回御提案させていただいたビジョンを整理したところです。

また、これは県だけでやれる仕事ではありませんので、前期ビジョンの中では市町村と協議をして、沿岸12市町村に新規漁業就業者育成協議会というものを設立いただいて、そこで県の施策だけではなくて、市町村の中でも生活支援やあるいは住居手当とか、そういう定住促進も含めてフォローするような体制を整えましたので、水産アカデミーの開校とあわせて今回のビジョンの目標に向けて進めていきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 大変いいと思います。であるがゆえに、もっともっとやっぱり世の中にアピールしていくということも必要だと思うのです。

さっきも言ったように、私も元漁師で、今石田技監が言うようなことを頭に描きながらみんなやっていたのです。もっとこうなればいいな、あんなればいいなど。そのいいな、いいなだけではなかなかこういう大きな課題というのは越えられないのでね、もちろん1人では越えられないわけだからね。やっぱり本当に岩手県の漁業の目指すところというか、そういう意味での漁業のあり方というもの、究極のそういったところを示していくのも大事なのではないかと、一つの方法ではないかと思うのです。なぜここで漁業をやるかという本音です、本筋。やっぱり社会がどんどん変わっていくから、そういうのから魅力が湧く、逆に言うと、いろいろ職業を選択する上でも別な魅力が出てくるのですね。だから、そこから離さないというか、あえてそこに目を向けられるようなアクションを起こしていけば、より強いものが生まれてくるのではないかと。そういった意味ではちょうど変わりどきに入っているのかなと思うのです。

我々のころは、岩手県そのものがマグロから何から遠洋漁業の隆盛を極めた時期があったわけです。それが衰退することによって、今度は新たな浅海養殖に事業的に変わった時期もあるので、今それが続いている状態なのでね。さらに新たな魅力をどこかで打ち出すとか、探し当てる時期ではないかというふうに思ったものですから、質問をしたところでございます。

この際なので、ウニの間引きと畜養、あわせて磯焼け対策なのですが、この間一般質問でも答弁がありましたが、間引きしたウニが沖にはまだ残っているわけだ。全部回収してやるわけではないですね。それで、結局磯焼けの原因はウニの繁殖、それから夏場の水温、いろいろ出ていることによって磯焼けが進んでいると。それを一番脅かしているのは

当面まずウニだということで、そのウニをおかに上げて畜養しましょうということなのだけれども、その残っているウニはどうやって間引きするのですか。

○阿部漁港担当技監 委員も御承知のとおり、磯焼けの原因というのは、冬場の海水温が近年高めに推移してウニの活動が活発になり、ちょうど今の時期にワカメ、昆布の芽が出てくるわけです。その芽を全部食べ尽くして、それで海藻が生えないという、いわゆる磯焼けという現象が生じております。

そういったことから、先ほどの御質問の中でお話がありましたとおり、ウニの間引きをしてそれを漁港のほうに持ってきて有効活用しましょうと、ウニの二期作という話も出ておりますとおり、何とかそれを販売する方向に持っていかうという取り組みを現在行っております。

間引きして残ったウニはそのままにしておきます。翌年またふえてくると思いますので、それをまた間引きするといった地道な努力をこれから漁業者の皆様方と一体となって取り組んでいかなければならない。そういう取り組みを1年、2年の単発ではなく、継続して行っていくことが一番重要と考えております。

昨年8月、気仙沼市のほうに行ってきたのですけれども、そのときに地元の漁業者は、藻場の再生のためにはやはりウニの間引きが一番重要だというような認識を持っておられ、この三陸沿岸の共通認識だというふうに私も考えておりますので、そういった取り組みを漁業者と一体となってこれから進めていきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 そうすると、残ったウニは次の年までお待ちくださいというような状態で事業を進めていくということですね。これは恐らくかなりの年数がかかるというか、そもそもウニそのものが大きくなるのに年数がかかるし、また、磯焼けを回復するまでも相当数の期間がかかっていくわけですよ。そういうやり方というか、継続してやっていくのですか。今私たちがやっているのは、昆布を増殖して磯場に持って行って沈めるというのも一つだし、あとはウニの開口をしながら、要するに脆弱のものは水揚げするけれども、それ以下のものは海中で潰したりなんかするのですけれども、そういう作業は並行してやっていかれるのですか。

○阿部漁港担当技監 ウニの間引き、それから場合によっては駆除、潰したりとかそういう作業を行いながら、あわせて漁場整備を行っていきたくて思っております。海藻が生えやすいブロックの投入ですとか、大きな石の投入、あわせて漁業者が主体となって行っております昆布の養殖技術を応用した海中林と呼ばれる昆布の森づくり、県としてこういった漁業者の取り組みを支援しながら、ソフト、ハード、一体となった施策を展開して何とか藻場が再生するようにしていきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 藻場の造成についてですが、これは国の後押しがあるのでしょうか。

○阿部漁港担当技監 まず、今言った施策の中の漁場整備につきましても、国の補助金による支援がございますし、それからウニの間引きにつきましてもソフト事業ですけれども支援がございます。そうした補助金を活用しつつ取り組みを進めていきたいと考えており

ます。

○**佐々木茂光委員** 新聞で、製鉄所から出てくるスラグ、それと腐葉土をまぜたようなものを海中に埋設する、何年かするとそれに昆布が生えてくるというふうなことを目にしたのですが、聞くとそれは民間と市町村との取り組みなのか、県との取り組みなのか、いずれそういう取り組みが進められていると。全国で38カ所か39カ所でもう既にやっけていて、それなりの成果が出ているという情報を新聞で見たのですけれども、その辺の取り組みを承知しているかお伺いします。

○**阿部漁港担当技監** ただいま委員からお話のありました、製鉄スラグに森の腐葉土をまぜて海岸に設置、埋設するという取り組みでございますが、海藻を繁茂させる試みを国内のトップ製鉄メーカーが主体となって全国で行っているのは承知しております。特に西日本のほうで数多く行われておりますし、北海道などでも行われております。

鉄は基本的に生物の必須元素の一つですし、海藻にとっても必須微量元素の一つであります。光合成などに深く関与し、その成長に不可欠な元素でございます。ヒジキには結構鉄が含まれているという話は聞きますけれども、実は昆布やワカメにはあまり含まれていないのです。ただ、必須の元素でありますので必要なのですが、鉄そのもの、陸上には鉄鉱石という形でかなりの数量がありますが、実はウニの中にあまり溶けていない。微量で、非常に測定が難しいため本県沿岸で海水中の鉄の濃度を測定した調査は今のところ当方では確認しておりません。本県で鉄がどのぐらいあるのかというのは、正直なところわからないのですけれども、本県でワカメ、昆布を養殖しております。生産量は、漁業者が減ったりしているので下がっていますけれども、ただ養殖のワカメ、昆布の成長が悪くなったという話はこれまで確認しておりませんので、恐らく本県の沿岸海域で特に鉄が不足しているというような状況にはないものと考えております。

そうはいいながら、こういった磯焼け状態、私どもも何としても解消したいと考えておりますので、海中への鉄分の供給につきましてもいろいろと研究していきたいと思っておりますし、まだ製鉄メーカーが行っているものについては試験研究段階ですが、それを注視しながら、ただ鉄を供給するとほかの生物に悪影響を及ぼす可能性もありますので、そういったことも勘案しながら、必要に応じて本県での運用可能性について研究していきたいと考えております。

○**吉田敬子委員長** 佐々木委員に申し上げます。議会運営委員会で申し合わせた質疑の目安とする時間を超過しておりますので、議事運営に御協力をお願いいたします。

○**佐々木茂光委員** はい、最後にします。私は海面で養殖しているアワビ、昆布と、磯についている昆布では生態が全く違うと思っているのね。例えば、地先から何メートルぐらいまでが磯焼けの対象範囲になっているのですか。岸壁から50メートルぐらですか、100メートルぐらですか。

○**阿部漁港担当技監** そもそも海藻が生える範囲はある程度決まっております、光合成を行いますので、50メートルとか100メートルのところでは海藻は生えておりません。透

明度にもよるのですが、大体岩手県の沿岸域で海藻が生える範囲というのは水深 15 メートルぐらいまでが限界というふうに言われております。ですので、ゼロから 15 メートルの範囲を藻場再生、あるいは磯焼け対策の対象と考えております。

○佐々木茂光委員 アワビ、ウニも、いずれそのあたりまでとるわけですか。

○吉田敬子委員長 佐々木委員、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○佐々木茂光委員 だから、アワビもそうだしウニもそうだし、とにかくみんな水揚げを一生懸命できるように、早く早く磯場の、藻場の再生をお願いしたいと思います。

○田村勝則委員 最初に、私も漁業担い手育成事業についてお伺いします。農業もそうですけれども、漁業もやはり担い手育成というのは大きな課題であろうと思います。そういう中で、担当の皆さんはおわかりだと思えますけれども、資料にもあるように、意欲と能力のある経営体、持続可能な漁業を推進していかなければいけないということだと思えます。そのためには、いろいろな団体等もあるわけですが、現場の漁業者に寄り添った政策というのが大事だと思うのです。アンケート等もとっておられて、生きがいのある、やりがいのある漁業というような項目もあるようですけれども、実際のところ、満足度はちょっとこここのところ下がっているというような状況もございます。その点がこの中でどこまで向上されていく計画になっているのか、まず 1 点お聞きしたいと思います。

○工藤漁業調整課長 まず、この漁業担い手満足度の調査ですけれども、県内の漁業者の方を対象に調査を行っているものとなっております。令和 2 年度に関しましては、就業して 10 年以内の方もあわせて県内の漁業者の漁業に対する魅力というものを調査するために行ったものであります。これは評価を 7 段階としておりまして、真ん中、普通をゼロにして、非常に満足しているものを 3、非常に満足していないものをマイナス 3 ということで評価数値を設定しております。この満足度に関しまして、そのほか全体の満足度に対して個別に 30 項目の細かい項目について調査をして、全体の満足度に対してどういう項目が非常に影響を与えるのか、その個別の満足度の評価から今後の漁業の魅力を高めるためにどのような施策をやっていけばいいのかということでの指標としておりまして、全体の数字は目標値を立てていませんでした。

○田村勝則委員 一生懸命細部にわたって取り組んでいただいているということですが、アンケート調査というのはこちらから投げかけるものですから、どうしても一方的になりがちだという視点もあるわけです。そこで、アンケート調査もしっかり行いながら現場の声も吸い上げて、工藤漁業調整課長は今度また沿岸に行かれるということで、なお現場の声をしっかりと受けとめて反映していただいて、さらに岩手県の漁業を振興していただきたいと思えます。答弁はよろしいです。

第 2 点目ですけれども、きょう農業新聞に載っておりました有機農業について質問いたします。地球温暖化防止のために、2050 年に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするとした脱炭素化や持続可能な農業を目指す動きが国際的に広がる中で、農林水産省は環境負荷の軽減と農業生産力向上の両立を目指す中長期的な政策方針、みどりの食料システム戦略

の中間取りまとめを公表しております。これは、2050年までに化学農薬の使用量半減、化学肥料の使用量を3割減、有機農業を全農地の25%に拡大、園芸施設については化学燃料を使わない施設に完全移行するなど数値目標を提示して、正式には5月に決定するとされておりますけれども、そこで県内で有機農業に取り組む農地は県全体のうちの何%になっているのか。県でもプロジェクトを進めていると思っておりますけれども、環境保全型農業についても同様に伺いたいと思っております。現在の県の有機農業の推進に関する取り組み状況についてもあわせて伺いをいたします。

○高橋農業革新支援課長 県内における有機農業の取り組みの状況についてでございます。県内におきまして、特別栽培など環境保全型農業に取り組む面積につきましては、環境保全型農業直接支払交付金の令和2年度の申請状況から見ますと、約3,200ヘクタールとなっております。このうち有機農業に取り組むということになっている面積は230ヘクタールでございます、県の耕地面積全体の約0.2%となっております。

県では、有機農業の推進に向け、生産者や流通業者、消費者などで構成する岩手県有機農業連絡協議会を設置しまして、有機農業に係る栽培技術の指導のほか、有機農産物の販路拡大と消費者の理解を深めていただくために、オーガニックフェスタ等の開催を行っているところでございます。

また、有機農産物の栽培管理や流通等に精通している方を有機農産物等アドバイザーという形でお呼びいたしまして、有機農業に取り組む生産者等への派遣を行っております。またさらに、こういった有機農業の取り組みを推進するため、令和2年度には農業普及員等14名を有機農業指導員として養成しております、今後の生産者への助言、指導を行うこととしております。

○田村勝則委員 0.2%ということですが、例えば国の政策上は、面積的には2017年のときは2万3,500ヘクタールだったものを、今度は40倍以上の100万ヘクタールに拡大するというような目標になっているわけですが、具体的にこの0.2%の状況を、国の施策に沿って県が対応していくとすれば、どこまで引き上げるような予定で進めておられるのでしょうか。

○高橋農業革新支援課長 有機農業の栽培面積の数値目標ということでございますが、県といたしましては具体的に有機農業で取り組む農地の面積を何%にするという目標については、今のところ設定はしておりません。

○藤代農政担当技監兼県産米戦略室長 若干補足させていただきますけれども、今有機農業の分について、環境保全型農業直接支払交付金の関係で面積を230ヘクタールと申し上げたところでございますが、令和元年度の実績を見ますと760ヘクタールということで、今回交付金のほうの有機農業に係る要件が変わった関係で230ヘクタールということで、前年度に比べれば3分の1ぐらいという形になっていましたので、こういった要件のところも見ながら、要素とすれば前年度だったら750ヘクタールくらいの要素はあるかというふうに見ておりますので、そういった形で取り組めるようなところは環境保全型農業直接

支払交付金なども活用しながら取り組みを進めたいと考えているところでございます。

○**田村勝則委員** 続いて、園芸施設で化学燃料を使わない施設についてでありますけれども、県全体の園芸施設のうち、今何%程度で推移しているのかということと、ちょっと大変かなというふうにも思うのですが、完全移行を達成するための課題をどのように考えていますか。

○**佐々木農産園芸課総括課長** 園芸施設のうちの就農割合でございますけれども、化学燃料を使わない施設の割合については、国の園芸用施設の設置等の状況把握調査によりますと、平成30年度時点ではあります、本県の園芸施設の設置実面積約407ヘクタールのうち、加温設備がある施設につきましては約38ヘクタールとなっております。この加温設備がある施設のうち、石油の利用等がされているものが約37ヘクタール、ヒートポンプなど化石燃料以外の利用が約1ヘクタールということでございまして、割合で約3%ということになっております。

完全移行のための課題でございますけれども、園芸施設の加温設備としましては、石油等の燃料以外としましては、木質ペレットボイラー、あるいはバイオマス発電、地熱発電の廃熱などが活用されているところでございます。県内におきましては、これまでも化石燃料を使用しない加温設備が導入されてきてはおりますけれども、木質ペレットやまきなどの木質バイオマスを燃料とした加温設備におきましては、施設内の温度がなかなか均一になりにくいということ、それから燃料の安定供給の体制が少し不十分であったというところ、さらには地熱利用の加温設備は導入時期に限られるなどの課題がございまして、広く普及には至っていない状況でございます。

今後につきましては、国等の技術開発も見据えながら普及に向けて研究、あるいは検討してまいりたいと考えております。

○**田村勝則委員** 次に、学校給食での有機農産物の利用を推進することも掲げておりますけれども、県内の学校給食における有機農産物の利用状況、そして全農産物に占める割合は何%で推移しているのか。また県産食材の利用率についてもこの機会にお伺いをいたします。端的で結構です。

○**高橋技術参事兼流通課総括課長** 県内の学校給食における農産物の利用状況ということでございますが、県ではデータは持ち合わせていない状況でございます。さはさりながら、国が平成30年度に市町村の有機農業の進捗状況に関する調査という調査を実施しておりますので、その内容について御答弁させていただきたいと思っております。

県内の複数の市町村において、学校給食への食材提供が行われております。例えば住田町におきまして、地域で生産されたジャガイモやキャベツなどの有機農産物を学校給食センターに供給するといったような取り組みもなされているということを承知しております。

それから、県内学校施設における県産食材の利用率、これは全体的な話ということでございますが、これにつきましては2年に1度調査を行っておりまして、調査を実施した平成30年度のデータであります、重量ベースになります、69.5%、約7割ということで

あります。前回の調査が平成28年度になりますけれども、約3ポイントほど増加しているということで、県産の食材についても利用は進んでいるというふうに認識をしているところでございます。

いずれ有機農産物の流通は、データについては承知をしていないところでございますけれども、引き続き学校給食につきましては県産食材をしっかりと使っていただけるように、栄養教諭の皆様方と連携をしながら利用促進を働きかけていきたいということでもあります。

また、産地直売施設による県産食材の安定的な供給体制にもつながるものでございますので、こういった取り組みについてはしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

○**田村勝則委員** 続いて、有機農業の推進について、県内で先進的な取り組みをしている市町村があればお伺いしたいと思います。岩手県有機自然農生産者マップ2018には、オーガニックフェスタ in いわてに出店した生産者や会員等が掲載されていますけれども、実質的に今どういう状況であるのかお伺いをいたします。

○**高橋農業革新支援課長** 有機農業の推進に係る県内の先進事例ということで、全県的に取り組みはございますが、特に市町村で有機農業を推進している事例といたしましては、一関市において有機農産物等の生産に取り組む生産者や関係団体等で構成する一関地方有機農業推進協議会というものを組織しておりまして、有機農業栽培に関する技術の普及や販売促進に関する取り組みとともに、消費者に対する有機農業の理解促進の啓発活動等に取り組んでいます。

一関市におきましては、令和2年度の環境保全型農業直接支払交付金の申請につきましても、92.6ヘクタールということで、これは県内で最も多い面積となっております。

また、雫石町では雫石町環境基本計画におきまして、有機農業を活用した町独自の認証制度を制定するなど、安全で安心な付加価値の高い農産物の生産を推進しているものであります。

また、国が開催しております未来につながる持続可能な農業推進コンクールにおきまして、雫石町在住の方が本年度東北農政局長賞を受賞するなど、実績も見られているところでございます。

○**田村勝則委員** そういうふうに頑張っているところもあるのですが、私の町内の知り合いの大きな農家の方に聞くと、やはりリスクもあってなかなか難しい、やるつもりはありませんと言う方が結構多かったのですが、そういう中でも国は前に進めていくということで、きょうの新聞には農家には目標への対応が新たな負担となるということと、取り組みを促すには政府の支援が不可欠だということが書いてありました。さらに消費者が有機農産物などを選択し、正当な対価を払っていただければ成り立たない、そういうところが重要になってくるのだろうというふうに思います。

そこで、秋田県などは有機農業基本方針第2期の計画なども定めて前に進めようとしているようですけれども、東北6県の有機農業の状況を見ますと、岩手県は今残念ながら一

番後ろをゆっくり走っているという状況だと私は認識しておりますが、部長から取り組みについて答弁をいただければと思います。

○佐藤農林水産部長 有機農業に関する取り組みということでございます。委員から御紹介もありましたとおり、非常に手がかかったり生産も安定しないというようなことでございますし、あとはやはりそういう農産物に正当な対価を払って、御購入いただくというようなことがどれだけ受け入れられるか、そういうことでも有機農業の是非、適否というのが決まってくるというふうに思っております。

いずれ有機農業の取り組み、国もそういう形でかじを切っているということでございますので、そういうことを志向する生産者や市町村の支援は続けてまいりたいと思っておりますし、国の情報をきちっと情報発信をしながら、これからの施策に反映させていきたいと考えております。

○白澤勉委員 それでは、私からは大きく2点。

まず最初に、土地利用の関係の農振農用地の転用の状況についてお伺いいたします。最近の転用面積の推移はどのようになっているのか。

そして直近10年間で大規模な転用、10ヘクタールとか20ヘクタールを超えるような大規模な転用があったのか、なかったのかお伺いします。

○中村農業振興課総括課長 本県における農地法に基づく農地転用許可の転用面積でございますが、平成29年度は130ヘクタール、平成30年度は145ヘクタール、そして令和元年度は180ヘクタールとなっております。

また、農地の転用面積が4ヘクタールを超えるような農林水産大臣承認が必要とされる農地転用許可でございますが、県南部での工業団地の造成であるとか、あるいは県央部での産業廃棄物最終処分場等がございます。

○白澤勉委員 大分ふえてきているのですね、今のお話を聞いていると。それでお伺いしますが、今、盛岡広域の都市計画に係る第8回の定期見直しが行われていると思うのですが、都市計画と農林漁業の調整措置に基づく調整状況はどのようになっているのか。大分時間がかかっていると思うのですが、どの程度時間がかかっているのか、お伺いします。

○中村農業振興課総括課長 今回の定期見直し、平成30年11月から事業説明を開始して以来、これまで国との協議を重ねてまいりました。いろいろな協議を進めた中で、先般3月5日に事前協議しようということになったものでございます。

○白澤勉委員 確認ですが、東北農政局との協議、3月5日に了になったということですね。次は、どのような手続に移るのでしょうか。

○中村農業振興課総括課長 現在国土利用計画法あるいは都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律に基づく法手続を関係機関と連携しながら進めているという状況であります。

○白澤勉委員 いずれ、協議に4年近くかかっているのです。なぜこんなにかかったのですか。

すか。

○中村農業振興課総括課長 協議の中身でございますけれども、市街化区域の拡大の必要性であるとか規模の妥当性、あるいは将来人口減少が見込まれる中で、そういったエリアを拡大していくというこの理解を得るために時間を要したものと承知しております。また国営かんがい排水事業の受益地からの除外は適当であるか、あるいは認定農業者の経営改善計画の達成に支障がないか、国庫補助事業の成果目標の達成に支障が生じないか、そういった事細かな確認に時間を要したものでございます。

○白澤勉委員 いずれ今後おおむね 10 年後の人口及び産業の見通しに基づいて、住宅用地だとか公共施設用地だとか、そういった必要な面積を算出しながら進めていくと理解しているのですけれども、今回必要面積をどの程度算定する予定なのでしょうか、お伺いします。

○中村農業振興課総括課長 面積そのものにつきましては、我々の立場の農用地の関係でいきますと、約 20 ヘクタールになる見込みと聞いております。

○白澤勉委員 都市計画課だとか東北農政局との協議の中で、人口フレームに基づいてもう 4 年もかけて協議をやってきたわけです。農用地を含めた全体の面積、どの程度予定しているのですか。

○中村農業振興課総括課長 現在協議を進めている段階でございますので、農林水産部の立場からお答えできるものではないと承知しております。

○白澤勉委員 なぜ説明できないのでしょうか。都市計画全体の、都道府県全体の将来人口ビジョンも含めて整合性を図りながらそれぞれやっていることだと思いますが、なぜ答えられないのですか。

○中村農業振興課総括課長 あくまでもまだ準備段階で、今後どのような形になっていくのかというところが見通せない、まだ調整中であるというふうに聞いております。

○白澤勉委員 今後矢巾町を中心に住宅用地等々をふやしていくと理解しているのですけれども、私は今回の高校再編のいろいろな議論の中でも、全体の人口減少という前提のもとで議論が進んで、それはしようがないかもしれませんが、個々の、やはり地域、地域のブロックだとか、そういった環境の変化、まちの状況の変化に応じた対応が必要だと思っています。そういったところも踏まえて今回東北農政局は農地の縮小やむなしということで、東北農政局長協議も進んだわけですよ。これは別にその地域だけの話ではなくて、県全体の将来の人口ビジョンとの調整を慎重に慎重に協議しながら進めてきているわけでありまして、農林水産部としては農地を守る立場ですから、苦渋の決断があるのは重々承知しておりますけれども、岩手県の未来に向けた定着だとか、交流人口の拡大を含めて議論していると思っておりますので、今後とも都市計画サイドとの調整、そして今後環境生活部が所管している国土利用計画審議会にもかかることになります。私の理解では、県土整備部の都市計画の法手続に約 9 カ月程度は法手続の縦覧期間も含めてかかっていくわけですから、ぜひしっかりと都市計画のほうの作業とあわせて農振農用地の除外手

続の御指導をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農村地域における汚水処理施設の普及、そして水管理システムについてお伺ひしたいと思います。まず初めに、農村地域における汚水処理施設普及率の現状と評価はいかがでしょうか。

○**茂田企画調査課長** 農村地域の汚水処理施設であります農業集落排水施設の整備については、汚水処理施設整備の県構想であります、いわて汚水処理ビジョン2017に掲載された計画地区123地区のうち、令和2年度末で121地区が整備完了している状況でございます。残りの2地区については、整備内容について検討していくと聞いており、また整備が完了した121地区については適切な維持管理を行うため機能診断、機能評価を行うと聞いているところでございます。

○**白澤勉委員** 特に農業集落排水施設の汚水処理人口普及率、それから水洗化人口割合、これを農林水産部としてどう評価しているのか。県全体においては汚水処理人口普及率と水洗化の差が6.6ポイントにもなっていますけれども、ここら辺をどのように評価しているのか、お伺ひします。

○**茂田企画調査課長** 農業集落排水施設に接続可能な人口割合を示す汚水処理人口普及率に対しまして、実際に農業集落排水施設に接続している人口割合を示す水洗化人口割合に差が生じているということについては、経済的な理由等により水洗化できていない方がいることを示しているものと承知しております。

○**白澤勉委員** そこはそのとおりだと思うのですが、今後どう進めるお考えですか。

○**茂田企画調査課長** 県では、水洗化の促進に向けて市町村や関係機関と連携しながら、水洗化促進対策に取り組んでいるところでございます。市町村では、農業集落排水への接続費用に対して利子補給、あるいはリフォーム補助の助成、イベント等での啓発活動を行っているところもございます。県では、公益財団法人岩手県下水道公社と連携して出前講座による普及活動を行っていることと承知しております。

○**白澤勉委員** 農業集落排水だけではなくて、浄化槽も含めて全体の農村地域における環境整備に取り組んでいかなければいけないと思いますし、ぜひその接続についても、ぐっと押しいただければと思います。

そして、県の農林水産部では、毎年なのですか、農林水産物の直売施設の実態調査が行われているかと思いますが、私も県内を歩いていていつも思うのですが、産直なんかには寄ったときに水洗化されているところもあれば、小さな産直なんかではなかなかまだ行き届いていないようなところもあります。産直の水洗トイレの整備状況をお伺ひいたします。

○**高橋技術参事兼流通課総括課長** 県内の産地直売所における水洗トイレの整備状況ということでございます。県ではデータは持ち合わせておりませんが、例えば道の駅におきましては、併設している大規模な直売所につきまして水洗の洋式トイレや身体障がい者用の多機能トイレなどがしっかり整備されていると認識しております。一方で小規模な直売

所につきましては、こうした施設の整備がおくれていると認識しております。全部が全部確認はできておりませんが、そういった状況だとお聞きしているところでございます。

○白澤勉委員 大きなところは水洗化が進んでいたりしますが、さらに洋式化もやはりある程度進めていく必要があると思いますし、小規模の直売所も今後、東北デザインレーションキャンペーンも含めて観光客、交流人口が立ち寄る穴場であったり、そういった拠点になるわけですね。単に農産物を販売するというだけではなくて、その地域のコミュニティーの拠点であったり、生活のインフラ的な要素、交流の場であったり、あるいはそこで食事をとったりと、岩手県の中山間地域における産直というのは、単なる物売りだけではないのだろうなと思って見ております。そういった中で、トイレの水洗化の取り組みというのを進めていかなければいけないと思うし、アフターコロナを見据えてもぜひそういった産直の環境整備、これは多面的な機能を持っていますので、県として、農林水産部で所管している事業では対応できないのであれば、例えば商工労働観光部の観光サイドのほうで持っているメニューがあるわけですから、ぜひアンテナを立てていただきたい。高橋技術参事にお伺いしたいのですけれども、今後岩手県の産地直売所のトイレの水洗化に向けて、まず取り組んでいくのだと、その後押しを、地元の人たちのお金の積み立てとか自己負担は当然あるにしても、ここを押ししていくのだという心構えをお伺いします。

○高橋技術参事兼流通課総括課長 ただいま委員からもお話がありましたように、産地直売所を単なる物流、流通の拠点ではなくて、インバウンドも含めてさまざまな方が集う、そういった交流の拠点だということで認識をしているところでございます。したがって、来訪される皆さん方が快適に利用できる環境の整備ということ、そして集客力や販売力にもつながっていくものだと、ただいま委員からお話があったとおりだというふうに思っております。

例えば、産地直売所の売り上げも大変苦戦しているところがあるわけでございますけれども、それぞれの産地直売所の状況に応じて機能的で魅力的な売場づくりというものを私どものほうでも支援をさせていただいております。専門家を派遣して、産地直売所の経営課題を解決する、このコロナ禍において、これは一つチャンスでもあろうかと思っておりますので、そういった支援をしております。

産直施設からも、先ほど御案内のあった産直の調査でも要望がございますので、それぞれに応じてトイレも含めた施設環境の整備につきまして、関係部局と連携しながらしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○白澤勉委員 岩手県内の産直の年間販売額は135億円で、1施設当たりの売り上げについてはここ数年少し減少傾向になっています。1施設6,100万円を超えるような、少しやっぱり下がってはきています。環境を整備して外からも、あるいはコロナ禍ですから、域内で県内の皆さんが産直を回って楽しむというような環境もぜひ整えていただきたい。

次に、農業農村整備事業の水管理システムについてお伺いします。昭和30年以降に大分整備した農業水利施設が耐用年数を迎え、今後の維持管理が課題だと思っておりますけれども、向こう10年、更新、補修に着手する必要性について県はどう認識し、施設の実態把握をどう捉えているのかお伺いします。

○**茂田企画調査課長** 農業水利施設の用水を遠隔で監視制御を行うシステムであります、いわゆる水管理システムは、県内では盛岡、花巻、北上、奥州地域の基幹的施設を中心に導入されているところでございます。水管理システムは、一度故障が発生してしまうと営農に多大な支障が生じるということになりますので、そういうことが起こらないよう計画的に更新していくことが重要であると認識しております。

そのため耐用年数を迎える施設について、国や土地改良区等と更新時期や更新内容の情報を共有しながら、順次計画的なシステム更新に努めているところでございます。

○**白澤勉委員** 今後10年の更新見通しというのは、どのように考えていますか。

○**茂田企画調査課長** 水管理システムについては、現在国や県で盛岡地域と奥州地域の2地区で更新を進めているところでございます。今後施設の耐用年数を迎える紫波地域など3地区において更新を検討していくことになるかと考えております。

なお、ダム管理システムを含めると、奥州地域、九戸地域で今後更新していく必要があると考えております。

○**白澤勉委員** 今後の管理についてもスマート管理というか、例えばICT技術を使った遠隔監視操作が可能となるような、あるいは給水の自動化等新たな農業の水利システムの構築が求められると思っております。

こういった中で、私は地元の建設企業の育成というのも大事だと思っております。一般質問で、復興事業がこの10年間で約6兆円ほどの投資効果があって、これが今後なくなると、県内の建設事業者の仕事の受注機会という部分については、地元でできる仕事は地元の業者がまずやっていくのだと、それは公共側の発注側もそういった企業を育成していくと、まさに水管理システムだとか、メンテナンスだとかも含めた部分というのは、大手企業やメーカーに任せるのではなくて、地元の業者を育てていく必要があるかと思っております。私が建設業対策の中間戦略プランを担当したとき、増田寛也知事のときでしたが、もう崖だと、公共事業の未来はない、だからもう今後新分野だとか経営革新に向けて動かせという御指摘もあって、そういった意味で変革させましたけれども、東日本大震災津波があったからまた大きく変わりましたが、今後の事業者の育成について、県としてどのように考えているのか、お聞きします。

○**茂田企画調査課長** 水管理システムの更新に係る工事につきましては、通信設備工事の施工実績を有することが求められるということになりますけれども、この施工実績については県発注以外の工事、いわゆる民間工事も含めて対象としておりまして、地元企業の参入も可能ということで考えております。

なお、委員御指摘のとおり、県内企業の育成、地域経済の活性化などの観点から、地元

企業の参入は重要と認識しております。入札制度については競争性と品質確保の両面も考慮すべきと認識しており、委員の御意見については入札制度の担当部局と情報共有を図っていきたいと考えております。

○白澤勉委員 今、入札は総務部から出納局に移ったのですでしたか。当然それぞれのチェック機能をもたらしながら、総合評価しながら地元企業を育成していく必要は大いにあると思いますので、関係部局との調整を含めて取り組んでいただきたいと思います。

○工藤勝博委員 佐藤ケイ子委員の質問に関連して質問をさせていただきます。いわてニューファーマー支援事業、次世代の担い手確保事業があるわけですけれども、県内で令和2年度に対象になった方、あるいは令和3年度の予定者について、数字がわかるのであれば教えてもらいたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 令和2年度の次世代準備型と経営開始型とを合わせまして216の方が交付を受けて今準備を進めているところでございます。また、令和3年度につきましては、継続の方もいらっしゃいますが、新規の部分についてはこれからということで、申しわけございませんが、数字については現時点では持ち合わせておりません。

○工藤勝博委員 この次世代育成事業ですけれども、要件が大分厳しいなど見えています。経営開始も含めたり、あるいは5年以内でしたか、新規に新たな品目で自立しなければならないという、その対象者が216人もいますか。

○小原農業普及技術課総括課長 先ほど申し上げました216人のうち、継続分が179人でございます。この中にはいわゆる親元就農も含まれておりますが、内訳は今持ち合わせておりません。

また、5年以内の自立というのは、親元就農の場合にこれまでの経営とは別の経営をすると、経営範囲を拡大するとか、経営者としての自立を促すとか、そういったこともありまして、現時点の要件が5年以内に自立、もしくは新たな経営部門を立ち上げてチャレンジしていただきたいという内容となっております。

○工藤勝博委員 確かに親元就農は就農しやすいのですけれども、かといって新たな部門を立ち上げて、ある程度独立した形で開始しなければならないというのは、すごくハードルが高いと思うのです。なぜ親元就農をする気になるかということ、親の経営が安定していれば就農しやすいからです。かといって新たな部門をやるとなると、これはまたとんでもなくハードルが高くなるということで、八幡平市でも何人かいましたけれども、結局は途中でやめていく、やめざるを得ない、交付された資金も返さなければならない、そういう方もあると聞いております。

だから国にも働きかけながら、もっとやりやすい、入りやすい仕組みにしていかないと、ただこういう事業がありますよ、何人対象になっていますよと言っても、果たしてその方々が将来的にきちっと経営ができるかといえば、厳しいなという感じを持っています。

つい先日、ある県ではその事業とは別個に県独自の支援策をつくるのだということを見たのですけれども、そういう方法もこれから新規就農者を確保する、あるいは親元就農を

確保する意味でも、手っ取り早く、間違いのない後継者の確保、地域の担い手の確保につながっていくのではないかと考えています。それらも含めて新規の就農、先ほどあったように法人に就職する方は半分以上いるわけですが、そういう方も大事ですけれども、やっぱり親元就農をこれから確たる確保につなげていかないと、なかなか経営継承につながらないと思っていますので、その辺も含めて検討していただきたいと思います。

○小原農業普及技術課総括課長 ただいま委員からお話のありました親元就農での課題というのは、私どもも認識しておりまして、経営継承という部分が親子間には非常にタイミングが難しいのかなというふうに思っております。よって、令和3年度からは経営継承、新たに入る方もそうですけれども、家族内の経営協定がちょっと最近うまく回っていないといいますか、新たな協定が少なくなっていると認識しておりまして、こういった親元就農で新規の担い手が入るときに、そういったタイミングも経営協定を結ぶ大きな時期ではないかと認識しております。これは、あれやれ、これやれではなくて、やはりその中で話し合いをしていただくと、そのタイミングをいかに誘導するかといったようなことも、私ども普及指導を初め、現場の大きな課題だと認識しておりますので、そういったことも含めまして課題となっております親元就農がうまくいくように、またそういった制度を利用しやすくできるような形での支援を続けてまいりたいと思います。

○工藤勝博委員 先ほどの佐々木茂光委員の漁業のほうも状況は同じで、農業も林業もそういう状況だと思いますし、ちょうど団塊の世代が大体リタイアする年です。私もその一人ですけれども。そして、やっぱり次の継承を親元でもいい、子供たちでもいいし、孫でもいいし、うまくつながりやすいような仕組みをぜひ考えていただければと思います。

○吉田敬子委員長 先ほど答弁できなかった部分については、後で報告をお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

本日は、今年度最後の委員会となりますが、石田技監、伊藤技監を初め多くの方が御退職されますほか、このたびの人事異動により異動される方も多くおられます。長い間大変ありがとうございました。

そこで、御退職、御異動される皆様を代表して石田技監と伊藤技監から一言お願いできればと思います。

○石田技監兼水産担当技監兼水産振興課総括課長 このような席でお話をさせていただく機会をいただきまして大変光栄に思います。非常に恐縮しております。

御案内のとおり、水産業はやはり10年前の東日本大震災津波で、全てがなくなったところから走らせたような気がしております。私ども水産技術職、それから漁港を担う職員も含めて、自分たちがこれまで積み上げてやってきたものが全て失われたと、そういう焦燥感にも駆られたような時期が一時ありましたけれども、いや、そんなことは言っていられない、もう復興だということで、この10年間走ってきたような気がします。

平成 23 年度の県議会は、たしか 7 回か 8 回ぐらいですか、臨時会を含めて開催されました、議員の皆様から頑張れ、頑張れということで予算を承認いただいて、もうそれでひたすら走ってきたというようなところだったと思います。

今般ようやく 10 年になって施設整備も含めて完成したところで、海洋環境の変化で主要魚種が減っているというようなところもございますけれども、水産業は、一次産業全て自然と対話しながらやってくると、特に水産業の主要魚種のほとんどは、言ってみれば野生生物をとっているようなところが大きいので、この生態変化、経年的な変化というのはやはり歴史的には大きいものがあります。

ただ、私どもはそれをただ待っているだけではなくて、知恵を出して今やれることをどんどんやっていくというところで予算立てをしてここまで来たというところがございます。

これからも少し厳しい状態で、サケが資源回復するまでには少し時間がかかるとは思いますけれども、新たな手として、例えばサーモンの養殖などはこれから漁業権、事業化になりますと、順調にいけば令和 4 年の夏には 1,000 トン以上の生産になりますから、こうなるとやっぱり産業規模の商材になっていきますので、こういうことを一つ一つ手を打っていきながら水産業の再生、それから振興に努めてまいりたいと思います。残った職員が必ずやってくれると思いますので、委員の皆様には、これまで以上に叱咤激励していただき、また応援していただくようお願いを申し上げまして退任の挨拶にかえさせていただきます。本当にありがとうございました。

○伊藤技監兼農村整備担当技監 先ほどは吉田委員長からねぎらいの言葉をいただきまして、誠にありがとうございました。私はこれまで水田の圃場整備や農業用水路の整備を通じて農業農村の基盤整備に長年携わってきたところです。こうした水田の大区画化や農業用水、排水改良を通じて、農地の集積、集約による営農効率化を図り、地域の核となる経営規模の大きい農家を育成することが大切であると考えております。一方県内の多くには中山間地域がございまして、不利な生産条件の中、担い手や新規就農者、小規模農家などが生産活動に携わっており、こうした多用な生産者が参画した農業や地域活動の活性化を通じて、活力ある農業農村の実現をしていくことが重要と考えております。

今後においても、多用な生産者が豊かさを実感し、意欲と希望を持って農業や地域活動に携わることができる地域の農業農村の実現に向けて取り組んでいけるよう、引き続き委員の皆様のご温かい御指導、御支援をお願いしまして感謝の言葉とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○吉田敬子委員長 ありがとうございました。皆様の新天地での御活躍を御祈念申し上げます。

○小原農業普及技術課総括課長 先ほどの工藤委員からの御質問で、経営開始型のうちの親元就農の数字に答弁漏れがございました。

令和元年の経営開始型は、継続、新規を合わせまして 251 名あります。そのうち親元就農は 165 名というふうに見ております。

○吉田敬子委員長 それでは、執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。委員の皆様には、次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。次回4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、県産リンゴの輸出の取組についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○吉田敬子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております令和3年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員 委員長、お願いがあります。1年半、委員長の計らいでいろいろなところを調査させていただきましたが、この何年かで県の研究センターでも、いろいろな研究開発が進んでいます。そういう大きな視点で見るのもいいかなと、ぜひお願いしたいと思いますし、他県もどんどん進んでいます。内輪だけ回っていてもしょうがないと思っていますので、その辺もことし3回の調査の中で検討していただければと思います。

○吉田敬子委員長 それでは、ただいまの御意見を踏まえ、日程等の調整をした上で決定いたしたいと思います。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。